

令和元年度決算にかかる龍ヶ崎市の健全化判断比率等について

令和元年度決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき公表します。

◆健全化判断比率の状況

令和元年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

また、平成30年度と比較して実質公債費比率は0.5ポイント上昇しました。将来負担比率は前年度に引き続き、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、比率は算出されませんでした。

区分	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.78%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	17.78%	30.00%
実質公債費比率	5.3%	4.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	350.0%	

※実質赤字比率・連結実質赤字比率については、赤字が発生していないため「—」としています。

※将来負担比率については、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っており、比率が算定されないため「—」としています。

◆資金不足比率の状況

令和元年度決算に基づく各公営企業における資金不足比率については、下表のとおり資金不足を生じた公営企業はないため、該当しませんでした。

会計名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0%
工業団地拡張事業特別会計	—	—	20.0%

※各会計において資金不足が発生していないため「—」としています。

なお、本市では、早期健全化基準・経営健全化基準の該当如何にかかわらず、財政健全化の独自の目標を定め、実行することが肝要との考えから、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例および施行規則を制定しており、これにより本市の持続的な発展を支える財政基盤の強化に向けて、これまで以上に財政健全化の取組を推進してまいります。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

【健全化判断比率の公表等】

地方公共団体(都道府県, 市町村及び特別区)は, 毎年度, 健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)及び公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で, 議会に報告し, 公表しなければなりません。

【財政の早期健全化】

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合, 「早期健全化段階」となり, 以下のような取組が義務付けられるなど, 自主的な改善努力による財政健全化を目指すことになります。

- ①財政健全化計画を議会の議決を経て策定し, 速やかに公表。外部監査が義務付け。
- ②計画の実施状況を毎年度, 議会に報告, 公表し, 総務大臣・知事へ報告。
- ③早期の財政健全化が著しく困難と認められる場合, 総務大臣又は知事は, 必要な勧告が可能。

【財政の再生】

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合, 「財政再生段階」となり, 以下のような取組が義務付けられるなど, 国等の関与による確実な再生を目指すことになります。

- ①財政再生計画を議会の議決を経て策定し, 速やかに公表。外部監査が義務付け。
- ②計画を総務大臣に協議し, その同意を求めることができる。
- ③計画の実施状況を毎年度, 議会に報告, 公表し, 総務大臣へ報告。
- ④計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ, 災害復旧事業等を除き, 地方債の起債を制限。
- ⑤計画に総務大臣の同意を得た場合, 収支不足額を振り替えるため, 償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債が可能。
- ⑥財政運営が計画に適合しない場合, 総務大臣は予算の変更等について勧告が可能。

【公営企業の経営の健全化】

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準を超えると, 経営健全化計画を策定しなければなりません。経営健全化計画の内容や当該計画に基づく取組は, 財政健全化計画の場合と同様です。

【健全化判断比率の対象範囲】

＜会計区分＞		＜対象範囲＞					
龍 ヶ 崎 市	一 般 会 計 等	一般会計 一般会計等に属する特別会計 ・障がい児支援サービス事業特別会計	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率 (会計ごとに算定)
	公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・後期高齢者医療事業特別会計 ・介護サービス事業特別会計					
		公営企業に係る特別会計 ・公共下水道事業特別会計 ・農業集落排水事業特別会計 ・工業団地拡張事業特別会計					
一部事務組合・広域連合 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合 ・龍ヶ崎地方塵芥処理組合 ・龍ヶ崎地方衛生組合 ・利根川水系県南水防事務組合 ・茨城県市町村総合事務組合 ・茨城租税債権管理機構 ・茨城県後期高齢者医療広域連合 ・茨城県南水道企業団							
地方公社・第三セクター等 ・茨城県信用保証協会							

○健全化判断比率等の算定結果

1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、資金不足の程度(財政運営の深刻度)を表す指標です。これが生じた場合は、赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

<令和元年度決算における一般会計等の実質収支額の内訳>

(単位:千円)

会計名	実質収支額
一般会計	767,167
障がい児支援サービス事業特別会計	0
合計	767,167
標準財政規模	15,081,708
実質赤字比率 (%)	△ 5.08

本市の一般会計等の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は該当しません。

2 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、市全体の資金不足の程度(財政運営の深刻度)を表す指標です。これが生じた場合は、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

<令和元年度決算における連結実質収支額の内訳>

(単位:千円)

会計名	実質収支額・資金剰余額
一般会計	767,167
障がい児支援サービス事業特別会計	0
国民健康保険事業特別会計	18,497
介護保険事業特別会計	56,593
後期高齢者医療事業特別会計	3,507
介護サービス事業特別会計	0
公共下水道事業特別会計	2,643
農業集落排水事業特別会計	5,527
工業団地拡張事業特別会計	0
合計	853,934
標準財政規模	15,081,708
連結実質赤字比率 (%)	△ 5.66

本市の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は該当しません。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの実質的な公債費の標準財政規模等に対する比率で、固定経費である公債費等による負担の程度(財政運営の自由度)を表す指標です。この比率が18%を超えると起債に総務大臣等の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債が制限されます。

$$\text{実質公債費比率 (3ヵ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

<実質公債費比率の内訳>

(単位:千円)

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
(1)元利償還金	2,613,280	2,645,904	2,578,095
(2)準元利償還金	840,238	874,322	823,002
(3)特定財源	594,511	598,841	618,751
(4)基準財政需要額算入額	2,101,806	2,167,474	2,225,306
A (1)+(2)-(3)-(4)	757,201	753,911	557,040
(5)標準財政規模	15,081,708	15,048,013	15,035,727
(4)基準財政需要額算入額	2,101,806	2,167,474	2,225,306
B (5)-(4)	12,979,902	12,880,539	12,810,421
実質公債費比率(単年度) A/B×100 (%)	5.8	5.9	4.3
実質公債費比率(3ヵ年平均) (%)	5.3		
早期健全化基準 (%)	25.0		
財政再生基準 (%)	35.0		

本市の実質公債費比率は、早期健全化基準には該当しません。

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模等に対する比率で、将来の歳出圧力の程度を表す指標です。この比率が高いと、今後、公債費等の増大により財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

<令和元年度決算における将来負担比率の内訳>

(単位:千円)

区 分	金 額
(1) 将来負担額	31,908,190
地方債現在高	22,762,056
債務負担行為支出予定額	1,607,841
公営企業債等繰入見込額	4,960,841
組合等負担等見込額	780,608
退職手当負担見込額	1,790,629
設立法人等負債額等負担見込額	6,215
連結実質赤字額	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0
(2) 充当可能財源等	34,027,210
充当可能基金	6,487,331
充当可能特定歳入	4,724,888
基準財政需要額算入見込額	22,814,991
A (1)-(2)	△ 2,119,020
(3) 標準財政規模	15,081,708
(4) 基準財政需要額算入額	2,101,806
B (3)-(4)	12,979,902
将来負担比率 A/B×100 (%)	△ 16.3
早期健全化基準 (%)	350.0

本市は将来負担額よりも充当可能財源等が上回っているため、将来負担比率は算定されません。

5 資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、資金不足の程度（経営状況の深刻度）を表す指標です。各公営企業ごとに算定します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \quad ※\text{経営健全化基準 } 20.0\%$$

- ・資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
- ・事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

<令和元年度決算における各公営企業の資金不足額等の内訳>

(単位:千円)

会計名	資金不足額・剰余額	事業規模	資金不足比率(%)
公共下水道事業特別会計	2,643	1,022,325	—
農業集落排水事業特別会計	5,527	3,892	—
工業団地拡張事業特別会計	0	0	—

※各会計において資金不足が発生していないため「—」としています。

公共下水道事業特別会計は、資金に剰余があるため、資金不足比率は該当しません。
農業集落排水事業特別会計は、資金に剰余があるため、資金不足比率は該当しません。